

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第30号

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則（昭和48年静岡県規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
<p>(事務の委任)</p> <p><b>第1条</b> 地域保健法（昭和22年法律第101号）第9条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定に基づき、次の表の中欄に掲げる法令の区分ごとに同表の右欄に掲げる事務（同表15の項から16の項までに掲げる事務にあつては、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）を保健所長に委任する。</p>			<p>(事務の委任)</p> <p><b>第1条</b> 地域保健法（昭和22年法律第101号）第9条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定に基づき、次の表の中欄に掲げる法令の区分ごとに同表の右欄に掲げる事務（同表15の項から16の項までに掲げる事務にあつては、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）を保健所長に委任する。</p>		
<p>(略)</p>			<p>(略)</p>		
53	(略)	<p>(1) 第12条第1項（<u>同条第6項</u>において準用する場合を含む。）の規定による届出の受付</p> <p>(2) <u>第12条第4項</u>の規定による届出の受付</p> <p>(3) 第13条第1項又は第2項（これらの規定を<u>同条</u></p>	53	(略)	<p>(1) 第12条第1項（<u>第7条第1項</u>の規定に基づく<u>政令</u>若しくは<u>第12条第8項</u>において準用する場合又は<u>第53条第1項</u>の規定に基づく<u>政令</u>において適用する場合を含む。）の規定による届出の受付</p> <p>(2) <u>第12条第6項</u>（<u>第7条第1項</u>の規定に基づく<u>政令</u>において準用する場合又は<u>第53条第1項</u>の規定に基づく<u>政令</u>において適用する場合を含む。）の規定による届出の受付</p> <p>(3) 第13条第1項又は第2項（これらの規定を<u>第7</u></p>

第5項において準用する  
場合を含む。)の規定によ  
る届出の受付

(4) 第14条第2項の規定に  
よる届出の受付

(5) 第15条第1項の規定に  
よる質問及び調査

条第1項の規定に基づく  
政令若しくは第13条第7  
項において準用する場合  
又は第53条第1項の規定  
に基づく政令において適  
用する場合を含む。)の規  
定による届出の受付

(4) 第14条第2項 (第7条  
第1項の規定に基づく政  
令において準用する場合  
又は第53条第1項の規定  
に基づく政令において適  
用する場合を含む。)の規  
定による届出の受付

(5) 第15条第1項 (第7条  
第1項の規定に基づく政  
令において準用する場合  
又は第53条第1項の規定  
に基づく政令において適  
用する場合を含む。)の規  
定による質問及び調査

(6) 第15条第3項 (第7条  
第1項の規定に基づく政  
令において準用する場合  
又は第53条第1項の規定  
に基づく政令において適  
用する場合を含む。)の規  
定による検体等の提出等  
の要求

(7) 第15条第8項 (第7条  
第1項の規定に基づく政  
令において準用する場合  
又は第53条第1項の規定  
に基づく政令において適  
用する場合を含む。)の規  
定による質問又は調査に

係る命令

- |                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| <p>(6) 第15条の2第1項の規定による質問及び調査</p>    | <p><u>(8) 第15条第10項又は第11項（これらの規定を第7条第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による通知又は書面の交付</u></p> |
| <p>(7) 第15条の3第1項の規定による報告の要求及び質問</p> | <p><u>(9) 第15条の2第1項（第7条第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による質問及び調査</u></p>                |
| <p>(8) 第15条の3第2項の規定による質問及び調査</p>    | <p><u>(10) 第15条の3第1項（第7条第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による要求及び質問</u></p>               |
|                                     | <p><u>(11) 第15条の3第2項（第7条第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による質問及び調査</u></p>               |
|                                     | <p><u>(12) 第16条第1項（第7条第1項の規定に基づく政</u></p>   |

令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による公表

(13) 第16条の2第1項(第7条第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による協力の要請

(14) 第16条の2第2項又は第3項(これらの規定を第7条第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による勧告又は公表

(15) 第16条の3第1項(第7条第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による検体の提出等の勧告

(16) 第16条の3第3項(第7条第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による検体の採取

(9) 第17条第1項又は第2項の規定による健康診断の勧告又は措置

(10) 第17条第3項又は第4項（これらの規定を第23条、第45条第3項又は第49条において準用する場合を含む。）の規定による通知又は書面の交付

(11) 第18条第1項の規定による通知

(17) 第16条の3第5項又は第6項（これらの規定を第7条第1項の規定に基づく政令若しくは第23条（第26条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）、第44条の7第9項、第45条第3項若しくは第49条において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による通知又は書面の交付

(18) 第17条第1項又は第2項（これらの規定を第7条第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による健康診断の勧告又は措置

(19) 第18条第1項（第7条第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による通知

(12) 第18条第3項又は第4項の規定による確認に関する事務

(13) 第18条第5項又は第6項の規定による意見の聴取又は報告

(14) 第19条第1項、第3項又は第5項（これらの規定を第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院の勧告又は措置

(15) 第19条第2項（第26条において準用する場合を含む。）の規定による説明

(20) 第18条第3項又は第4項（これらの規定を第7条第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による確認に関する事務

(21) 第18条第5項又は第6項（これらの規定を第7条第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による意見の聴取又は報告

(22) 第19条第1項、第3項又は第5項（これらの規定を第7条第1項の規定に基づく政令若しくは第26条第1項若しくは第2項において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による入院の勧告又は措置

(23) 第19条第2項（第7条第1項の規定に基づく政令若しくは第26条第1項若しくは第2項において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合

(16) 第19条第7項（第26条において準用する場合を含む。）の規定による報告

(17) 第20条第1項、第2項又は第3項（これらの規定を第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院の勧告又は措置

(18) 第20条第4項（第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院の期間の延長の措置

(19) 第20条第5項（第26条において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

を含む。）の規定による説明

(24) 第19条第7項（第7条第1項の規定に基づく政令若しくは第26条第1項若しくは第2項において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による報告

(25) 第20条第1項、第2項又は第3項（これらの規定を第7条第1項の規定に基づく政令若しくは第26条第1項若しくは第2項において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による入院の勧告又は措置

(26) 第20条第4項（第7条第1項の規定に基づく政令若しくは第26条第1項若しくは第2項において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による入院の期間の延長の措置

(27) 第20条第5項（第7条第1項の規定に基づく政令若しくは第26条第1項若しくは第2項において準用する場合又は第53条

(20) 第20条第6項（第26条  
において準用する場合を  
含む。）の規定による説明

(21) 第20条第8項（第26条  
において準用する場合を  
含む。）の聴取書の受付

(22) 第21条（第26条におい  
て準用する場合を含む。）  
の規定による入院する患  
者の移送

(23) 第22条第1項（第26条  
において準用する場合を  
含む。）の規定による退院  
の措置

第1項の規定に基づく政  
令において適用する場合  
を含む。）の規定による意  
見の聴取

(28) 第20条第6項（第7条  
第1項の規定に基づく政  
令若しくは第26条第1項  
若しくは第2項において  
準用する場合又は第53条  
第1項の規定に基づく政  
令において適用する場合  
を含む。）の規定による説  
明

(29) 第20条第8項（第7条  
第1項の規定に基づく政  
令若しくは第26条第1項  
若しくは第2項において  
準用する場合又は第53条  
第1項の規定に基づく政  
令において適用する場合  
を含む。）の聴取書の受付

(30) 第21条（第7条第1項  
の規定に基づく政令若し  
くは第26条第1項若しく  
は第2項において準用す  
る場合又は第53条第1項  
の規定に基づく政令にお  
いて適用する場合を  
含む。）の規定による入院す  
る患者の移送

(31) 第22条第1項（第7条  
第1項の規定に基づく政  
令若しくは第26条第1項  
若しくは第2項において  
準用する場合又は第53条  
第1項の規定に基づく政

(24) 第22条第2項又は第3項（これらの規定を第26条において準用する場合を含む。）の規定による通知の受付又は退院の請求の受付

(25) 第22条第4項（第26条において準用する場合を含む。）の規定による確認

(26) 第24条第3項第1号の諮問

令において適用する場合を含む。）の規定による退院の措置

(32) 第22条第2項又は第3項（これらの規定を第7条第1項の規定に基づく政令若しくは第26条第1項若しくは第2項において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による通知の受付又は退院の請求の受付

(33) 第22条第4項（第7条第1項の規定に基づく政令若しくは第26条第1項若しくは第2項において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による確認

(34) 第24条第3項第1号（第7条第1項の規定に基づく政令若しくは第26条第1項若しくは第2項において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の諮問

(35) 第24条の2第1項、第2項又は第3項（これらの規定を第7条第1項の規定に基づく政令若しくは第26条第1項若しくは

第2項若しくは第49条の2において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による申出の受付、聴取又は通知

(36) 第26条の3第1項(第7条第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による検体等の提出の命令

(37) 第26条の3第3項(第7条第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による検体等の収去

(38) 第26条の4第1項(第7条第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による検体の提出等に係る命令

(39) 第26条の4第3項(第7条第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令におい

(27) 第27条第1項の規定による消毒の命令

(28) 第27条第2項の規定による消毒の指示及び措置

(29) 第28条第1項の規定による区域の指定及びねずみ族、昆虫等の駆除の命令

(30) 第28条第2項の規定による区域の指定並びにねずみ族、昆虫等の駆除の指示及び措置

て適用する場合を含む。)  
の規定による検体の採取

(40) 第27条第1項 (第7条第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による消毒の命令

(41) 第27条第2項 (第7条第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による消毒の指示及び措置

(42) 第28条第1項 (第7条第1項の規定に基づく政令において準用する場合若しくは第44条の4第1項の規定に基づく政令又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による区域の指定及びねずみ族、昆虫等の駆除の命令

(43) 第28条第2項 (第7条第1項の規定に基づく政令において準用する場合若しくは第44条の4第1項の規定に基づく政令又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定

(31) 第29条第1項の規定による移動の制限及び禁止並びに消毒、廃棄その他必要な措置の命令

(32) 第29条第2項の規定による消毒の指示及び消毒、廃棄その他必要な措置

(33) 第30条第1項又は第2項ただし書の規定による死体の移動の制限及び禁止又は埋葬の許可

(34) 第31条第1項の規定による水の使用及び給水の制限及び禁止

による区域の指定並びにねずみ族、昆虫等の駆除の指示及び措置

(44) 第29条第1項（第7条第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による移動の制限及び禁止並びに消毒、廃棄その他必要な措置の命令

(45) 第29条第2項（第7条第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による消毒の指示及び消毒、廃棄その他必要な措置

(46) 第30条第1項又は第2項ただし書（これらの規定を第7条第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による死体の移動の制限及び禁止又は埋葬の許可

(47) 第31条第1項（第7条第1項の規定に基づく政令において準用する場合若しくは第44条の4第1項の規定に基づく政令又

(35) 第31条第2項の規定による給水に係る指示

(36) 第32条第1項又は第2項の規定による立入りの制限及び禁止又は封鎖その他の措置

(37) 第33条の規定による交通の制限及び遮断

(38) 第35条第1項の規定に

は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による水の使用及び給水の制限及び禁止

(48) 第31条第2項(第7条第1項の規定に基づく政令において準用する場合若しくは第44条の4第1項の規定に基づく政令又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による給水に係る指示

(49) 第32条第1項又は第2項(これらの規定を第7条第1項の規定に基づく政令において準用する場合若しくは第44条の4第1項の規定に基づく政令又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による立入りの制限及び禁止又は封鎖その他の措置

(50) 第33条(第7条第1項の規定に基づく政令において準用する場合若しくは第44条の4第1項の規定に基づく政令又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による交通の制限及び遮断

(51) 第35条第1項(第7条

よる質問及び立入調査

(39) 第36条第1項又は第2項（これらの規定を第50条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知又は書面の交付

(40) 第36条第3項（第50条第4項において準用する場合を含む。）の規定による掲示

(41) 第37条第1項の申請の受付及び同条第2項の規定による認定

(42)・(43) (略)

第1項の規定に基づく政令において準用する場合若しくは第44条の4第1項の規定に基づく政令又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による質問及び立入調査

(52) 第36条第1項又は第2項（これらの規定を第7条第1項の規定に基づく政令若しくは第50条第5項において準用する場合若しくは第44条の4第1項の規定に基づく政令又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による通知又は書面の交付

(53) 第36条第4項（第50条第6項において準用する場合を含む。）の規定による掲示

(54) 第37条第1項（第7条第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の申請の受付及び第37条第2項又は第3項ただし書の規定による認定

(55)・(56) (略)

(57) 第42条第1項（第7条第1項の規定に基づく政

		(44)～(47) (略)
		(48)～(60) (略)
(略)		

(権限の留保)

**第2条** 知事は、前条第1項の表15の項(24)から(26)まで及び(37)並びに同表18の項(5)に掲げる事務について、特に必要があると認めるときは、同条第1項の規定にかかわらず、自らこれを行うことができる。

		令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の申請の受付及び当該申請に対する決定
		(58)～(61) (略)
		(62) <u>第44条の7第1項の規定による検体の提出等の勸告</u>
		(63) <u>第44条の7第3項の規定による検体の採取</u>
		(64)～(76) (略)
(略)		

(権限の留保)

**第2条** 知事は、前条第1項の表15の項(24)から(26)まで及び(37)、同表18の項(5)に掲げる事務並びに同表53の項(1)から(52)まで、(54)、(57)及び(59)から(74)までに掲げる事務（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症に係るものに限る。）について、特に必要があると認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、自らこれを行うことができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

この規則は、令和3年4月7日から施行する。